

# 特記仕様書

業務名	令和8年度小学校施設環境保全業務(銘苺小学校)
履行箇所	那覇市銘苺2丁目3番20号(銘苺小学校)
履行期間	着手の日から令和9年3月10日まで
業務概要	計画準備業務 : 一式 防除計画策定業務 : 一式 水路清掃・捕獲業務 : 一式

## (適用)

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「令和8年度小学校施設環境保全業務(銘苺小学校)」に適用する。本業務の履行にあたっては、令和8年度版国土交通省「設計業務等標準積算基準書」、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」その他関連する各種示方書及び指針等、関係法令(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。なお、使用する各種図書及び基準等については、最新版を使用すること。ただし、記載のないものについては調査職員と協議による。

## (目的)

第2条 本業務は、本市が管理する那覇市立銘苺小学校校舎わきのビオトープ(生き物の生息空間)の池(以下、「ビオトープ」という。)における特定外来生物(主にミステリークレイフィッシュ)の捕獲・駆除を行うことを目的とする。

## (業務内容)

第3条 本業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備・・・1式  
ビオトープにおいて特定外来生物の捕獲・駆除を行うため、必要な諸手続きを行うとともに、業務開始時の打合せまでに本業務の進め方やスケジュールを示した業務計画書案を作成し調査職員の承諾を得る。
- (2) 防除計画策定・・・1式  
防除計画について、環境省、沖縄県、有識者などの関係機関と協議を行う。有識者は2名を想定する。なお、有識者には、規定の謝金を支払うこと。協議はWEB会議等を用いて実施すること。また、協議の内容については書面(打合わせ記録簿)に記録し、関係機関へ確認を行う。
- (3) 水路清掃・ミステリークレイフィッシュの捕獲・・・1式  
ビオトープにおいて特定外来生物(主にミステリークレイフィッシュ)の捕獲・駆除を行う。調査は12回/年程度、捕獲前に水路を清掃し、たも網や罟による捕獲を想定しており、特定外来生物が確認された場合は適切に処分する。なお、詳細な清掃・捕獲・駆除範囲は調査職員と協議して決定する。
- (4) 業務打合せ(着手、納品時)・・・1式  
打合せ内容については書面(打合わせ記録簿)に記録し、調査職員へ確認を行う。
- (5) 報告書作成・・・1式  
上記(1)から(4)の内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

(業務の着手と工程表)

第4条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後 14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(調査職員)

第5条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。

(管理技術者・照査技術者)

第6条 「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者及び照査技術者は、本業務の履行にあたり、技術士(環境部門)の資格保有者であり、外来種対策に関して十分な知識及び能力のあるものとし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3ヵ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。以下同じ)があるものを配置すること。  
※管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

(担当技術者)

第7条 受注者は、本業務における担当技術者を定め発注者に通知するものとする。担当技術者は、外来者対策に関して十分な知識及び能力のあるものとし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置すること。

(業務カルテ)

第8条 受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第9条 1 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。  
2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第10条 受注者は契約後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

第11条 1 関係機関との協議、及び調整を十分に行うこと。  
(環境省、県環境部、各道路管理者、警察、学校関係者等その他業務上必要とする関係機関)  
2 関係機関との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

(貸与資料)

- 第12条 1 本市は本業務の実施にあたり関係資料を「受注者」に貸与するものとする。  
2 「受注者」は、関係資料等を借用する際、借用書を本市に提出し、関係資料等についてその重要性を認識し、取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。

(占有物件)

- 第13条 本業務実施の際、占有物件等の事前調査を十分行い、地下埋設物や敷設された構造物に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任と負担をもって処理すること。

(成果品)

- 第14条 本業務の成果品は以下のとおりとする。  
(1) 業務報告書・・・2部  
(2) 業務報告書（電子データ DVD-R）・・・2部

(電子納品)

- 第15条 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。  
2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の「電子納品に関する手引き(案)」(以下「手引き」という。)に基づいて作成するものとする。  
3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R(IS09660フォーマット レベル1))で2部提出する。なお、要領・基準類及び手引きに特に記載の無い項目については、調査職員と事前協議(「事前協議チェックシート」手引きより)を行い決定すること。  
4 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(関連法令等の遵守)

- 第16条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

- 第17条 1 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。なお、検査は履行期間内に行うものとする。  
2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

- 第18条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

- 第19条 発注者が必要と認めた場合は本業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合は受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

- 第20条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他

人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第21条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

- 第22条
- 1 受注者は、当該業務の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
  - 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- 第23条
- 1 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を法制契約課へ提出しなければならない。
  - 2 受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
  - 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
  - 4 受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。